

歴史的風致維持向上計画の認定について

平成 2 2 年 3 月
国土交通省・文部科学省・農林水産省

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」は、地域の歴史的な風情、情緒を活かしたまちづくりを支援すべく平成20年5月23日に公布され、同年11月4日に施行されました。

この法律は、我が国固有の歴史的建造物や伝統的な人々の活動からなる歴史的風致について、市町村が作成した維持向上のための計画を国が認定することで、計画に基づく法律上の特例や各種事業により市町村の歴史まちづくりを支援するものです。

このたび、法第5条に基づき計画認定申請があった甘楽町の歴史的風致維持向上計画について認定を行いました。なお、すでに認定を受けた15市町の歴史的風致維持向上計画及び計画の概要は、国土交通省、文化庁及び各市町のホームページに公開しており、今回認定を受けた甘楽町については30日以降に公開する予定です。

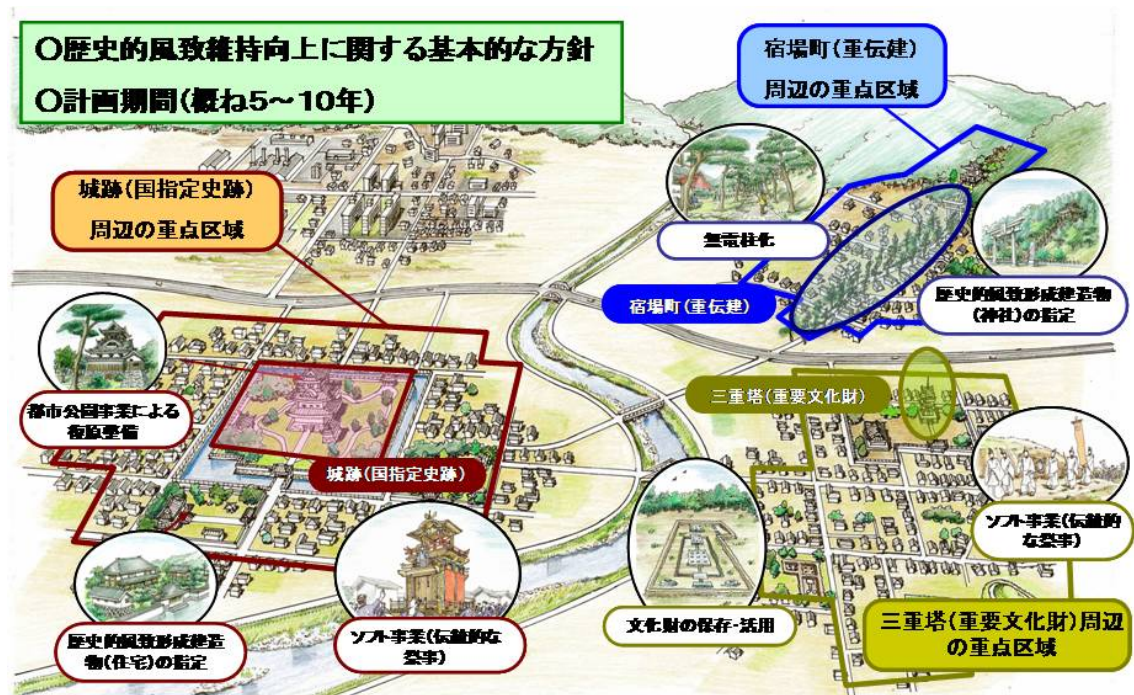


図 歴史的風致維持向上計画のイメージ